

## 県立高等学校の在り方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 県立高等学校再編振興計画（平成26年度策定）に続く新たな計画等を検討するにあたり、社会環境や教育環境の変化に対応した県立高等学校の在り方について検討し、教育委員会に報告することを目的として「県立高等学校の在り方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 検討委員会は、委員25名以内で組織し、委員は、高知県教育長が委嘱又は任命する。

- 2 検討委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選によって決定する。
- 4 委員長は、検討委員会の会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期等)

第3条 検討委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。委員長が出席できないときは副委員長が代理する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明、その他の協力を求めることができる。
- 4 会議は公開とする。ただし、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする。

### (専門部会)

第5条 検討委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員10名以内で組織し、委員は、高知県教育長が委嘱又は任命する。

### (庶務)

第6条 検討委員会、専門部会の庶務は、教育委員会事務局が行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年8月31日から施行する。